

## 役員・評議員の旅費・交通費規程

学校法人 鎮西学院

## 役員・評議員の旅費・交通費規程

第1条 この規程は公務のため、出張する鎮西学院役員・評議員（教職員を除く）に対する旅費・交通費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、旅費とは宿泊を伴う出張の費用をいい、交通費とは日帰りの出張費用をいう。

第3条 この規程は、国内出張について定めるものであり、外国出張の場合はこの規程に準じ、その都度実情に応じ決定する。

第4条 出張は、理事長の要請により行う。

第5条 支給する旅費・交通費は、鉄道・船舶・バス・タクシー・航空機の各運賃（料金を含む）並びに日当・宿泊料の合計額とする。

第6条 理事会・評議員会の航空機以外の交通機関は、居住地内及び諫早市内に限りタクシー利用とする。但し、利便性等を考慮して全区間タクシー利用とすることもできる。

第7条 公務の必要上又は天災その他止むを得ない事情により、旅程を変更する場合は、速やかに学院長に届けるものとする。

第8条 旅費・交通費は下記の表の区分により支給する。

運賃（含料金）	日 当	宿 泊 料
	（1日）	（1泊）
	役員 6,000円	15,000円
	評議員 3,000円	

第9条 運賃は、距離・経費が最短・最低のものを基準として計算するものとする。

第10条 鉄道を利用する際の寝台車（A・B）及びグリーン車の使用は学院長が承認した場合に限り、寝台車使用の場合は宿泊料は支給しない。

2 船舶の1等使用の場合も前項の例による。

第11条 出張にあたり、必要な場合は所要費用の概算額を支給することができる。

この場合は、帰着後速やかに証拠書類を添付して清算しなければならない。

第12条 この規程によることが、著しく困難な場合は実情を考慮し、かつ、他の例も勘案して学院長が定める。

付則

この規程は、1999（平成11）年3月1日から施行する。

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

## 大学外部評価協議会参与の旅費・交通費規程

第1条 この規程は公務のため、出張する長崎ウエスレヤン大学外部評価協議会参与に対する旅費・交通費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、旅費とは宿泊を伴う出張の費用をいい、交通費とは日帰りの出張費用をいう。

第3条 この規程は、国内出張について定めるものであり、外国出張の場合はこの規程に準じ、その都度実情に応じ決定する。

第4条 出張は、学長の要請により行う。

第5条 支給する旅費・交通費は、鉄道・船舶・バス・タクシー・航空機の各運賃（料金を含む）並びに日当・宿泊料の合計とする。

第6条 協議会出席のための航空機以外の交通機関は、居住地内及び諫早市内に限りタクシー利用とする。但し、利便性等を考慮して全区間タクシー利用とすることもできる。

第7条 公務の必要上又は天災その他止むを得ない事情により、旅程を変更する場合は、速やかに学長に届けるものとする。

第8条 旅費・交通費は下記の表の区分により支給する。

運賃（含料金）	日 当	宿 泊 料
	（1日）	（1泊）
実 費	6, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円

第9条 運賃は、距離・経費が最短・最低のものを基準として計算するものとする。

第10条 鉄道を利用する際の寝台車（A・B）及びグリーン車の使用は学長が承認した場合に限り、寝台車使用の場合は宿泊料は支給しない。

2 船舶の1等使用の場合も前項の例による。

第11条 出張にあたり、必要な場合は所要費用の概算額を支給することができる。

この場合は、帰着後速やかに証拠書類を添付して清算しなければならない。

第12条 この規程によることが、著しく困難な場合は実情を考慮し、かつ、他の例も勘案して学長が定める。

### 附則

この規程は、2010(平成22)年10月22日から施行する。